

諏訪広域連合地域支援事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年3月31日

諏訪広域連合長 金子 ゆかり

諏訪広域連合告示第 13 号

諏訪広域連合地域支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

諏訪広域連合地域支援事業実施要綱(平成 18 年諏訪広域連合告示第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「認知症高齢者」を「認知症高齢者等」に改め、「除く」の次に「。」を加える。

第 3 条中「法第 115 条の 47」を「法第 115 条の 47 第 1 項」に改める。

第 4 条第 1 号の表総合相談支援事業権利擁護事業の項中「総合相談支援事業権利擁護事業」を「総合相談支援事業及び権利擁護事業」に、「支援方針」を「支援計画」に改め、同表包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の項中「社会資源」を「社会資源」に改め、同条第 2 号の表介護給付等費用適正化事業の項中「介護給付費」を「介護給付等に要する費用」に改め、同表家族介護支援事業の項イ中「認知症高齢者」を「認知症高齢者等」に、「徘徊高齢者を」を「認知症の人が行方不明になった場合に」に改め、同表その他事業の項カ中「介護相談員」を「介護サービス相談員」に改め、「除く」の次に「。」を加える。

第 5 条第 1 項中「法第 115 条の 46 第 2 項」を「法第 115 条の 46 第 1 項」に改める。

第 6 条を削る。

第 7 条第 2 項中「事業計画等」を「事業計画書等」に、「予め」を「あらかじめ」に改め、同条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条から第 11 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 31 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。